

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の一
 部を次のように改正する。

第1条中第18号を第19号とし、第3号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、
 第2号の次に次の1号を加える。

(3) 監査専門委員

第2条第1項中「第17号」を「第18号」に改め、同条第2項中「前条第18
 号」を「前条第19号」に改め、同条第3項中「前条第6号から第9号まで及び第
 18号」を「前条第7号から第10号まで及び第19号」に改める。

第4条第1項中「第9号まで及び第18号」を「第10号まで及び第19号」に
 改める。

第5条第1項中「第9号まで及び第18号」を「第10号まで及び第19号」に
 改める。

別表中 「

監査委員	識見を有する者のうち から選任された委員	月額	170,400円	を
	議員のうちから選任さ れた委員	月額	53,900円	

」

「

監査委員	識見を有する者のうち から選任された委員	月額	170,400円	に改め、同
	議員のうちから選任さ れた委員	月額	53,900円	
監査専門委員		日額	16,100円	」

表投票所の投票管理者の項中「17,500円」を「17,500円を超えない範囲内で藤沢市選挙管理委員会が定める額」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方自治法の一部が改正され、監査専門委員を置くことができることとされたことに伴いその報酬を定め、及び公職選挙法施行令の一部が改正され、投票管理者を交替制とすることが可能とされたことに伴う所要の改正をする必要による。